

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

会社を退職した時の国民年金の手続きについて

もし会社を退職し、しばらく次の会社へ就職しない場合、その期間は国民年金第1号被保険者の期間となり、加入の手続きが必要で、国民年金保険料を納めていただく必要があります。(納めることが経済的に困難な場合は保険料免除・猶予制度があります。)

ただし、前の会社をいつ退職したかなどによって、手続きが変わりますので注意が必要です。

①会社を月末に退職し、配偶者の被扶養者とならず、会社に就職しない場合(例…3月31日に会社を退職し、会社に務めている国民年金第2号被保険者の配偶者の被扶養者とならず、4月末以降も就職しない場合)

この場合、「4月1日厚生年金保険の資格喪失、4月1日に国民年金第1号の資格取得」となるため、国民年金第1号資格取得の手続きが必要です。また、保険料は、4月分から納付する必要があります。

②会社を月の途中で退職した場合(例…4月15日に会社を退職し、4月16日から会社に就職しない場合)

この場合、「4月16日に厚生年金保険の資格喪失、4月16日に国民年金第1号の資格取得」となります。そのため、国民年金第1号資格取得の手続きが必要です。また、4月末以降も第1号被保険者である場合、4月分の保険料から納付する必要があります。

③会社を月末に退職し、月の途中で新たに会社へ入社した場合(例…

3月31日に退職し、4月1日から会社に就職せず、4月16日から新たに会社に就職した場合)

この場合、「4月16日に国民年金第1号の資格喪失、4月16日に国民年金第2号の資格取得」となります。4月末以降も第2号被保険者である場合、4月分の保険料は納付していただく必要はありません。(※4月1日からの国民年金の第1号資格取得の手続きは必要です。)

④国民年金第2号被保険者である配偶者の被扶養者になる場合

国民年金第3号被保険者になるための資格取得の手続きが必要です。配偶者の勤務先を通して、書類を提出する必要があります。

⑤配偶者がいる場合の手続き

国民年金第2号の被保険者が退職した際、その被保険者に扶養されていた配偶者もそれと同時に国民年金第3号被保険者の資格を喪失するので、国民年金第1号被保険者の手続きをしていただく必要があります。また、国民年金第1号被保険者は保険料を納付する必要があります。

・「第1号被保険者」：日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の人とその配偶者(厚生年金保険や共済組合等に加入しておらず、第3号被保険者でない人)。
・「第2号被保険者」：厚生年金保険や共済組合等に加入している会社員や公務員の人。ただし、65歳以上の老齢基礎年金などを受ける

権利を有している人は除きます。
・「第3号被保険者」：第2号被保険者に扶養されている配偶者の人で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の人。

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎0570-051165

日本年金機構ホームページ

http://www.nenkin.go.jp

旭川年金事務所

年金の加入手続き、納入相談など

☎0166-27-1611

年金相談の予約など

☎0166-72-5004

役場税務住民課年金担当

☎4-2511

内線116・117

☆4-251103

